

○ 大仙市建築基準法施行細則

平成22年2月1日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び大仙市建築基準法関係手数料条例（平成21年大仙市条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築主事及び建築監視員の配置)

第2条 市に法第97条の2第1項の建築主事及び法第9条の2の建築監視員を置く。

(工事監理者等の届出)

第3条 法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項（これらの規定を法第87条第1項又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この条において「確認」という。）又は法第18条第2項（法第87条第1項又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知（以下この条において「通知」という。）を要する建築物の建築主、建築設備の設置者又は工作物の築造主（第6条において「建築主等」という。）は、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を定めたとき又は工事施工者を定めたときは、工事監理者（工事施工者）届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、確認の申請又は通知をし、確認の申請書又は通知に係る書面にその旨を記載したときは、この限りでない。

(確認申請書等の添付図書)

第4条 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第1条の3第1項の表1の(い)の項(省令第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に掲げる各階平面図には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の用途地域(工業地域及び工業専用地域を除く。)に工場を建築しようとする場合は、建築物の用途区分並びに原動機及び機械の位置を明示しなければならない。

2 次の各号に掲げる図書の様式は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 省令第1条の3第1項の表2(22)の項及び(63)の項(ろ)の欄(省令第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に掲げる危険物の数量表(様式第2号)

(2) 省令第1条の3第1項の表2(22)の項及び(63)の項(ろ)の欄(省令第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に掲げる工場・事業調書(様式第3号)

(3) 省令第1条の3第1項の表2(63)の項(ろ)の欄(省令第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に掲げる既存不適格調書(様式第4号)

3 法第6条第1項の規定による確認の申請書及び法第18条第2項の規定による通知に

係る書面には、省令第1条の3（省令第8条の2第1項において準用する場合を含む。）に定めるもののほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 高さ3メートルを超えるがけ（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす傾斜地をいう。以下この号において同じ。）の上又は下に建築物を建築する場合であって、当該建築物の位置が、がけの上にあつてはがけの下端から、がけの下にあつてはがけの上端からの水平距離ががけの高さの2倍以内にあるときは、当該がけの位置及び高低差を明示した図書
- (2) その他市長が必要と認める図書  
(手数料の減免)

第5条 条例第4条の規定による手数料の減免は、次の表の左欄に掲げる手数料の区分に応じ、同表の中欄に掲げる場合に行うものとし、その減ずる額等は、同表の右欄に定める額等とする。

条例別表1の項に規定する手数料（法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請及び法第87条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に係るものを除く。以下この表において同じ。）並びに同表2の項に規定する手数料	災害により住宅を滅失し、その災害のあった日から1年以内に住宅（兼用住宅のうち延べ面積の2分の1以上に相当する部分を居住の用に供しないものを除く。）を建築しようとする場合	免除
	建築物が災害を受けたことにより、その災害のあった日から1年以内に建築物を建築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合	2分の1の額
	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業その他公共事業を施行するために建築物を建築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合 その他市長が必要と認める場合	
条例別表1の項に規定する手数料	法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定を受けて建築物を建築し、又は建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合	2分の1の額
条例別表10の項及び11の項に規定する手数料	市長が必要と認める場合	2分の1の額

2 前項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、手数料減免申請書（様式第5号）に同項の表の中欄に掲げる場合に該当することを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（建築主等の変更等の届出）

第6条 建築主等は、法第6条第1項、法第6条の2第1項若しくは法第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項又は法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付（次条において「確認済証の交付」という。）、法第85条第3項若しくは第5項の規定による許可を受けた建築物、建築設備又は工作物（次条において「建築物等」という。）の工事の完了前に建築主等、建築主等の代理人、工事監理者若しくは工事施工者に変更があった場合又はこれらの者の住所若しくは氏名に変更があった場合には、その変更の日から5日以内に、建築主等変更届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（工事の取りやめの届出）

第7条 建築主等は、確認済証の交付に係る建築物等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（完了検査申請書の添付書類）

第7条の2 省令第4条第1項第5号(省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。)の書類は、軽微な変更説明書（様式第8号）によるものとする。

（公開による意見の聴取の手続）

第8条 法第9条第3項（法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項及び第3項、法第90条第3項において準用する場合を含む。）又は同条第8項（法第10条第4項、法第88条第1項及び第3項、法第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公開による意見の聴取の請求をしようとする者は、聴取請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（標識の様式）

第9条 法第9条第13項（法第10条第4項及び法第88条第1項において準用する場合を含む。）による違反建築物に対する是正命令措置の標識は、様式第10号によるものとする。

（道路の位置の指定の申請）

第10条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書（様式第11号）に、省令第9条の図面及び承諾書のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1） 指定を受けようとする道路（以下この条において「指定申請道路」という。）の構造及びこう配を示す図面

（2） 指定申請道路に2メートル以上接することにより法第43条第1項本文の規定

に適合し、又は指定申請道路に秋田県建築基準条例（昭和35年秋田県条例第27号。以下「基準条例」という。）第6条各号に掲げる数値以上接することにより同条に適合することとなる建築物の敷地に係る造成計画平面図及び造成計画断面図

- (3) 指定申請道路に関して道路、河川等の公共施設用地の管理者の許可等を必要とする場合は、当該許可等を証する書類
- (4) 指定申請道路の敷地となる土地の登記事項証明書及び公図（改組図を含む。）の写し
- (5) 省令第9条の承諾書に押印されている印鑑の印鑑証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書  
（指定を受けた道路の位置の標示等）

第11条 法第42条第1項第5号の規定により道路の位置の指定を受けた者は、側溝その他の施設によりその位置が明らかな場合を除き、10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート、石等により当該道路の位置を標示するとともに、当該道路の築造が完了した場合には、道路築造完了届出書（様式第12号）を市長に提出し、その検査を受けなければならない。

（道路の位置の変更又は廃止の申請）

第12条 法第42条第1項第5号の規定により指定を受けた道路の位置を変更しようとする者は、道路位置変更（廃止）申請書（様式第13号）に省令第9条の図面及び承諾書並びに第10条の各号に掲げる図書を添えて、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の道路を廃止しようとする者は、道路位置変更・廃止申請書に省令第9条の図面及び承諾書並びに第10条第4号及び第5号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請書を受理した場合において法第45条第1項の規定による禁止又は制限をする必要がないと認めたときは、当該申請に係る変更又は廃止を承認するものとする。

（道の指定）

第13条 法第42条第2項の規定により、同条第1項の道路として市長が指定する道は、幅員1.8メートル以上の道とする。

（許可申請書の添付図書等）

第14条 法第85条第3項又は第5項の規定により許可の申請をしようとする者は、省令別記第44号様式の許可申請書に次に掲げる図書等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第1条の3第1項の表1（い）の項及び（ろ）の項に掲げる図書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(認定申請書の添付図書等)

第15条 法第86条第1項又は第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令別記第61号様式の認定申請書に次に掲げる図書等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第10条の16第1項第1号から第3号に掲げる図書又は書面

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 法第86条の2第1項の規定により認定を受けようとする者は、第1項の認定申請書に次に掲げる図書等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第10条の16第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面

(2) 省令第10条の18に規定する計画書

(3) 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けたことを証する書面の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

3 法第86条の5第1項の規定により認定の取消しを受けようとする者は、省令別記第65号様式の認定取消申請書に省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けたことを証する書面の写しを添えて市長に提出しなければならない。

4 法第86条の6第2項及び令第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令別記第48号様式に次に掲げる図書等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項の表1(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(確認等の申請の取下げの届出)

第16条 法第6条第1項(法第87条第1項又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認、法の規定による許可若しくは認定の申請をした者は、当該確認、許可又は認定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、確認等申請取下げ届出書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

大仙市長  様	年 月 日  届出者 住所 氏名 電話番号 印 〔 法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 〕
工事監理者（工事施工者）について（届出）  次のとおり工事監理者（工事施工者）を定めたので、大仙市建築基準法施行細則第3条の規定により届け出ます。	
1 確認年月日 及び番号	年 月 日 第 号
2 工事監理者の 資格、住所及び 氏名並びに建築 士事務所名	( ) 建築士登録 第 号 住 所 氏 名 ( ) 建築士事務所登録 第 号 建築士事務所名 電話番号
3 工事施工者の 住所及び氏名 〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕	建設業登録 第 号 住 所 氏 名 電話番号
※受付欄	

(注) 1 ※印には、記入しないでください。  
 2 氏名を自書した場合は押印を省略することができます。

危険物の数量表						
1 建築主の住所及び氏名						
2 敷地の所在及び地番		3 用途地域名				
4 工場名及び所有者又は管理者の氏名						
5 建築物の用途						
6 危険物の処理又は貯蔵の目的		7 生産品名				
8 申請に係る作業及び設備の概要						
		基準時	現在	申請による増減	合計	
9 敷地面積						
10 建築面積						
11 延べ面積						
12 床面積の合計	処理又は貯蔵に係る部分					
	その他					
	合計					
13 危険物の種類	名称	処理又は貯蔵の別	数量			合計
			基準時	現在	申請による増減	
	14 その他参考事項					

(注) 記載欄に記載事項のすべてを記載することができない場合は、別紙に記載事項を記載の上、これを添えてください。

工場・事業調書					
1 建築主の住所及び氏名					
2 敷地の所在及び地番		3 用途地域名			
4 工場名及び所有者又は管理者の氏名					
5 作業及び設備の概要					
6 業種		7 生產品名			
8 申請に係る作業及び設備の概要					
		基準時	現在	申請による増減	合計
9 敷地面積					
10 建築面積					
11 延べ面積					
12 床面積の合計	作業場				
	その他				
	合計				
13 原動機の出力数		kw ( 台)	kw ( 台)	kw ( 台)	kw ( 台)
		kw			
	合計				
14 機械設備の種類及び名称					
15 その他参考事項					

(注) 記載欄に記載事項のすべてを記載することができない場合は、別紙に記載事項を記載の上、これを添えてください。

既存不適格調書									
建築年月日		年	月	日					
基準時年月日		年	月	日					
1 建築主の住所及び氏名									
2 敷地の所在及び地番									
		(A) 基準時の 数値	(B) 申請時ま での増減	(C) 申請時に よる増減	(D) (B)+(C)	(E) (A) + (B) + (C)	(F) (E)/(A)		
3 敷地面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
4 建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
5 延べ面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
6 適合 しな い 条 項	建 築 基 準 法 第 48 条 不 適 格 建 築 物	ア 工 場	作業場	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			非作業場	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
			合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		不適格原動 機の出力	kw	kw	kw	kw	kw		
		不適格機械 の台数	台	台	台	台	台		
		不適格容器 の容量	l	l	l	l	l		
	イ	危険物の貯蔵 又は処理の用途 に供する建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	ウ	その他の用途 に供する建築物 (用途: )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	(1)								
	(2)								
	(3)								
	(4)								
(5)									
(6)									
7 工事の種類		増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更							
8 申請に係る部分の用途									
9 その他参考事項									

(注) 1 6(1)から(6)までの項に不適格建築物に係る適合しない条項を記載し、(A)欄から(F)欄までに該当する数値を記載してください。

2 (B)欄及び(C)欄に減少部分又は除却部分がある場合は、その数値を朱書きしてください。

3 建築基準法第34条第2項の不適格建築物にあっては建築物の高さ、同法第61条又は同法第62条第1項の不適格建築物にあっては建築物の外壁及び軒裏の構造を、それぞれ9の項に記載してください。

年 月 日

大仙市長 様

申請者 住所

氏名

印

電話番号

〔 法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名 〕

手数料の減額（免除）について（申請）

大仙市建築基準法関係手数料条例第4条の規定による手数料の減額（免除）を受けたいので、大仙市建築基準法施行細則第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 敷地の所在及び地番				
	申請部分	申請以外の部分	合計	6 構造
2 敷地面積				
3 建築面積				
4 延べ面積				
5 申請の理由				
※ 受付欄				

(注) 1 ※印欄には記入しないでください。

2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

大仙市長	様		年 月 日		
		住所 届出者 氏名	印		
		電話番号			
		〔 法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の氏名 〕			
建築主等の変更について（届出）					
次のとおり建築主等を変更したので、大仙市建築基準法施行細則第6条の規定により届け出ます。					
1 確認、承認又は許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号				
2 建築主等	変更前	住所			
		氏名	印	電話番号	
	変更後	住所			
		氏名	印	電話番号	
3 工事監理者の資格、住所及び氏名並びに当該工事監理者の属する建築士事務所の名称	変更前	( ) 建築士登録 第 号			
		住所 氏名	印		
		( ) 建築士事務所登録 第 号			
		建築士事務所名 電話番号			
	変更後	( ) 建築士登録 第 号			
		住所 氏名	印		
		( ) 建築士事務所登録 第 号			
		建築士事務所名 電話番号			
4 工事施工者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	変更前	建設業登録 第 号			
		住所 氏名	印	電話番号	
	変更後	建設業登録 第 号			
		住所 氏名	印	電話番号	
5 変更理由					
※ 受付欄					

(注) 1 ※印欄には、記載しないでください。

2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。



軽微な変更説明書	
1 建築主の住所及び氏名	
2 敷地の所在及び地番	
3 確認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 設計者の資格、住所及び氏名並びに当該設計者の属する建築士事務所の名称	( ) 建築士登録 第 号 住所 氏名 (印) ( ) 建築士事務所登録 第 号 建築士事務所名 電話番号
5 変更の内容	
6 変更図書	
7 備考	

(注) 1 変更の内容は、変更の内容に加えて建築基準関係規定に適合することが明らかであることを説明してください。

2 設計図書の変更を伴う場合は、変更図書を添えてください。なお、変更図書は、変更箇所が分かるよう表示してください。

3 確認申請時に提出した建築計画概要書の記載内容に変更がある場合は、変更後の建築計画概要書を添えてください。

4 この説明書は、工事監理者（工事監理者の定めがない場合にあつては、工事施工者）が作成してください。

5 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

年 月 日

大仙市長 様

請求者 住所  
 氏名 印  
 電話番号  
 ( 法人にあっては、主たる  
 事務所の所在地、名称及  
 び代表者の氏名 )

公開による意見の聴取の請求について（請求）

建築基準法第9条第3項（第8項）の規定により、公開による意見の聴取を行うことを、大仙市建築基準法施行細則第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 通知又は命令を受けた年月日	年 月 日
2 請求の事由	
※受付欄	

- (注) 1 ※印欄には、記入しないでください。  
 2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

建築基準法の規定による命令の公告

建築物（工作物）の所在地

命令を受けた者  
の氏名

この建築物（工作物）は、建築基準法の規定に違反している  
ので、同法第九条第一項（第十項、第十条第三項、第八十八条  
第一項において準用する同法第九条第一項（第十項））の規定  
に基づき、

したものです。 を命

年 月 日

大仙市長

（注意）

- 一 この標識は、建築基準法第九条第十三項（第十条第四項に  
おいて準用する同法第九条第十三項、第八十八条第一項にお  
いて準用する同法第九条第十三項）の規定に基づき設置した  
ものです。
- 二 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪<sup>き</sup>で罰せられること  
があります。
- 三 電気、水道及びガスの供給を保留するよう電気事業者等に  
通知してあります。

60センチメートル以上

45センチメートル以上

年 月 日

大仙市長 様

申請者 住所  
 氏名 印  
 電話番号  
 ( 法人にあっては、主たる  
 事務所の所在地、名称及  
 び代表者の氏名 )

道路位置の指定について（申請）

建築基準法第42条第1項第5号の規定により、道路の位置の指定を受けたいので、大仙市建築基準法施行細則第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 道路の位置の地名、地番及び地目						
2 道路の幅員及び延長						
3 申請の理由						
4 申請道路地域内の権利関係者	(1)土地所有者数	(2)土地使用権者数		(3)建築物及び工作物の権利者数		
	名	名		名		
5 工事予定年月日	着手	年	月	日	完了	年
		月	日		月	日
※ 指定年月日及び番号	年	月	日	第	号	
※ 調査欄	年	月	日	調査者 印		
※ 受付欄						

- (注) 1 ※印欄には、記入しないでください。  
 2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。



年 月 日

大仙市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号  
〔法人にあっては、主たる  
事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名〕

道路位置の変更（廃止）について（申請）

道路位置の変更（廃止）をしたいので、大仙市建築基準法施行細則第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 指定年月日及び番号			年 月 日 第 号		
2 変更（廃止）前			3 変更後		
(1)地名 地番及 び地目	(2)道路の 長さ	(3)道路の 幅	(1)地名 地番及 び地目	(2)道路の 長さ	(3)道路の 幅
(4)土地所 有者数	(5)土地使 用権者 数	(6)建築物、 工作物の 権利者数	(4)土地所 有者数	(5)土地使 用権者 数	(6)建築物、 工作物の 権利者数
名	名	名	名	名	名
4 変更（廃止）の理由					
※ 調査欄			年 月 日 調査者 印		
※ 受付欄					

- (注) 1 ※印欄には、記入しないでください。  
2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

大仙市長			様			年 月 日		
届出者			住所			印		
			氏名					
			電話番号					
			〔 法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名 〕					
確認（許可、認定）申請書の取下げについて（届出）								
次の確認（許可、認定）申請書を取り下げたいので、大仙市建築基準法施行細則第16条の規定により次のとおり届け出します。								
1	敷地の地名及び地番							
2	建築物の用途		3		構造規模			
4	申請年月日		年		月	日		
5	取下げ理由							
※ 受付欄								

(注) 1 ※印欄には、記入しないでください。

2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。